

病気を抱える方の治療と仕事の両立支援に関するガイドラインについて

平成28年 3月10日
厚生労働省労働基準局安全衛生部

「がん」などの病気を抱える方の治療と仕事の両立の状況

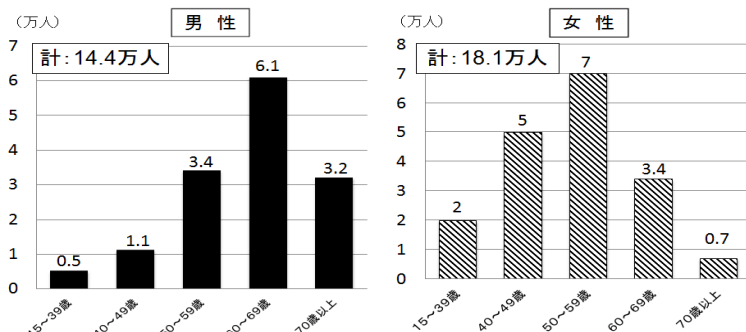
病気になっても働き続けられるようになってきている

- がん患者の生存率が年々上昇するなど、治療技術の進歩で、かつての「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化している

実際に多くの方が病気を抱えながら働いている

- 働きながら通院治療しているがん患者は32.5万人
※通院治療しているがん患者の総数は71万人
- 疾病を理由に1月以上休業している従業員がいる企業の割合は、がんが21%、脳血管疾患が12%

<仕事を持ちながらがんで通院している者>



※ 仕事をもってしているとは、調査月に収入を伴う仕事を少しでもしたことを行い、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。

一方で、仕事を優先して治療を中断したり、病気を理由に退職してしまう方も多い

- 糖尿病患者の8%が治療を中断しており、最多の理由は「仕事（学業）が忙しいから」
- がん患者のうち体力低下や勤務調整が困難などを理由に依頼退職・解雇された者は35%

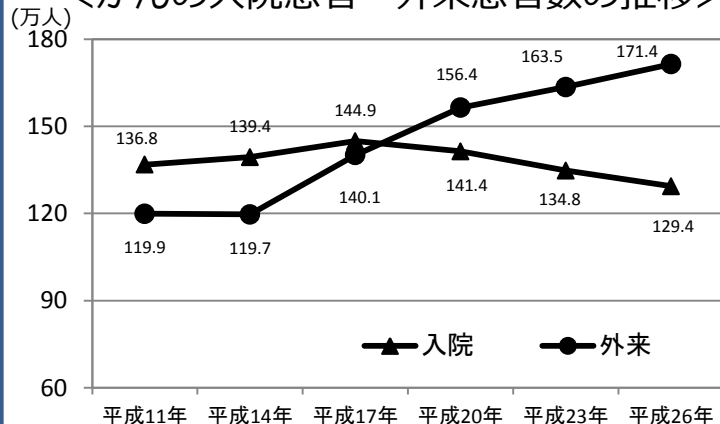
多くの企業が病気にかかった社員の対応に苦慮している

- 病気になった社員の適正配置や雇用管理等について、90%の企業が対応に苦慮

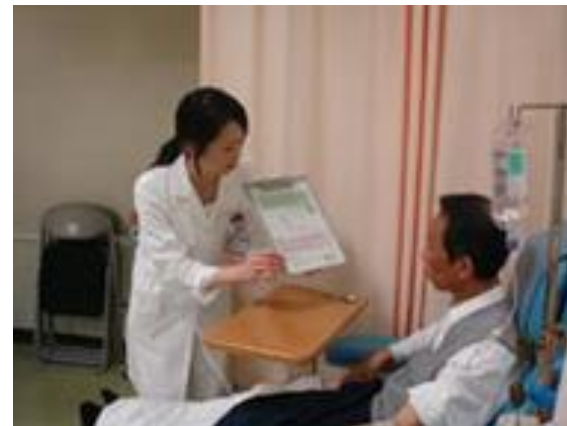
「がん」治療の特徴

がんの治療は、入院治療から通院治療に変わってきている

＜がんの入院患者・外来患者数の推移＞



＜通院治療（点滴による抗がん剤治療）のイメージ＞



※国立がん研究センターのホームページより転載

がん治療の特徴（治療の長期化や副作用）

がん治療は、がんの種類や進行度に応じて、手術、抗がん剤治療、放射線治療等の様々な治療を組み合わせるのが基本。手術終了後も他の治療が続くことが少なくなく、「手術が終われば治療終了」とは限らず、治療や経過観察の長期化、予期せぬ副作用の出現も考えられる。

- ① 手術を受ける場合は、手術後の経過や合併症などに個人差がある。
- ② 放射線治療は、通院治療の場合は1回あたり10～20分程度の治療を毎日（月～金、数週間）行うことが多い。治療中は通院による疲労に加え、治療による倦怠感等が出現することがある。
- ③ 抗がん剤治療は、通院治療で行うことが多く、点滴による治療の場合は1回あたり数時間の治療を1～2週間程度の周期で行うのが一般的である。そのため、副作用（脱毛、しびれ、食欲不振等）によって体調変化を認めることがある。

病気を抱える方の治療と仕事の両立支援に関するガイドライン

がん、脳卒中などの疾病を抱える従業員に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、職場における取組などをまとめた企業向けの「ガイドライン」を公表（平成28年2月23日）

※平成27年度はがんを中心とする取組をまとめ、今後、脳卒中、糖尿病等の取組についても順次まとめていく予定。

概要

治療と仕事の両立支援のため企業が取り組むべき環境整備

■研修等による両立支援に関する意識啓発

当事者やその同僚となりうる全ての労働者や管理職に対して研修等を通じて意識啓発

■相談窓口の明確化等

労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口及び情報の取扱い等を明確化

■休暇・勤務制度の整備

短時間の治療が定期的に繰り返される場合等に対応できる休暇・勤務制度を検討・導入

【休暇制度】 時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇

※時間単位の年次有給休暇がある企業割合：16.2%（平成27年）

※病気休暇制度がある企業割合：22.4%（平成25年）

【勤務制度】 短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤制度、試し出勤制度

※短時間勤務制度を導入している企業割合：14.8%（平成26年）

※在宅勤務（テレワーク）を導入している企業割合：11.5%（平成26年）

がんに関する留意事項

■がん治療の特徴を踏まえた対応

治療の長期化、予期せぬ副作用等の出現等から、経過によって就業上の措置や治療への配慮の内容を変更する必要

■メンタルヘルス面への配慮

がんの診断が主要因となってメンタルヘルス不調に陥る場合もあるため、適切な配慮を行う必要

病気を抱える方の治療と仕事の両立支援に関するガイドライン

治療と仕事の両立支援のための取組の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供
- ・それを参考に主治医が、症状、就業の可否、作業転換等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した意見書を作成
- ・労働者が、主治医の意見書を事業者へ提出



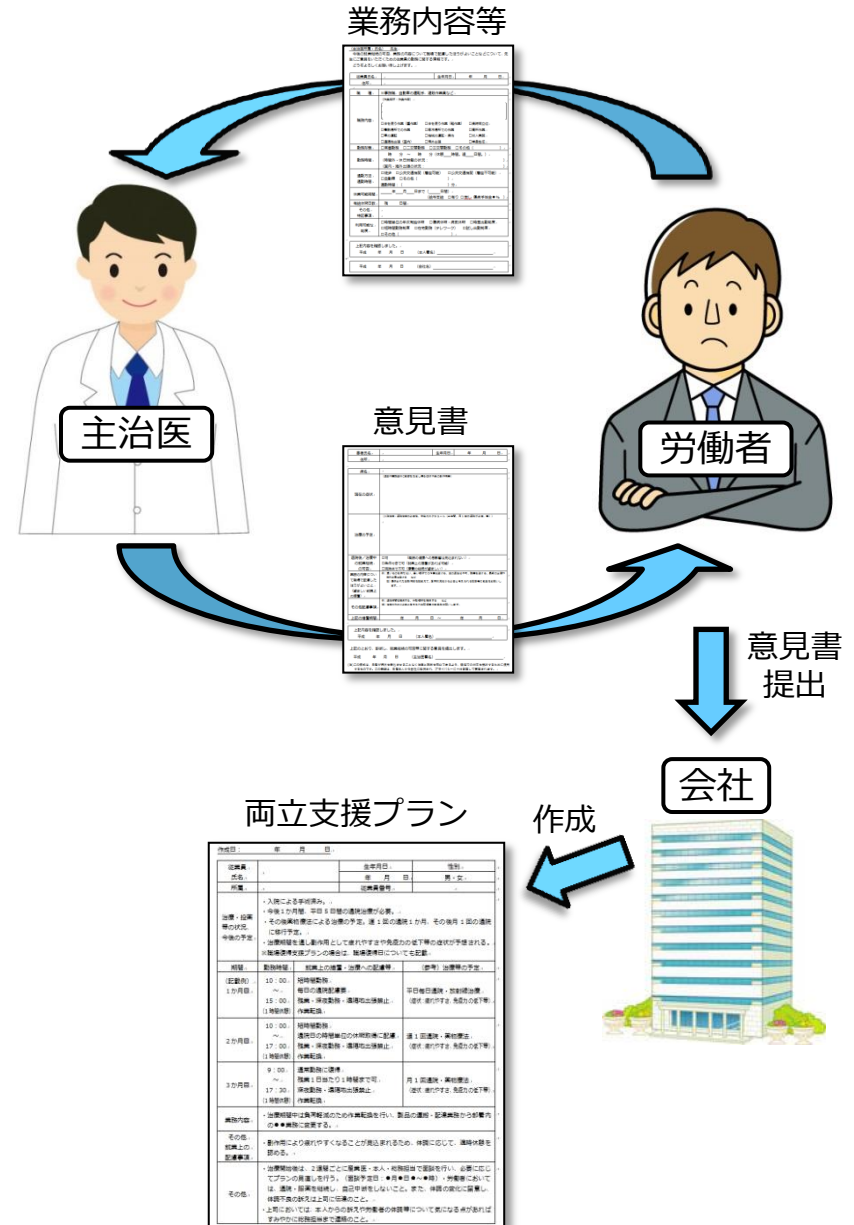
② 事業者が産業医等の意見を聴取



③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業転換等）、治療への配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※「両立支援プラン」の作成が望ましい



病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援のための取組

厚生労働省における取組

※「がん対策加速化プラン」(平成27年12月策定)に含まれる。

産業保健総合支援センター

- ◆ 企業関係者、医療機関関係者などを対象としたセミナーや研修会の開催
- ◆ 専門の相談員による、関係者からの相談対応や企業への訪問支援、「がん診療連携拠点病院」や「治療就労両立支援センター(労災病院併設)」との連携による患者支援・企業支援

がん診療連携拠点病院等

- ◆ 院内のがん相談支援センターにおいて、がん患者の仕事に関する相談支援を行い、必要に応じて、社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント等の就労の専門家による相談を実施

労働局 労働基準監督署・ハローワーク

- ◆ 企業向けガイドラインの普及啓発
- ◆ ハローワークに専門相談員を配置し、「がん診療連携拠点病院」と連携して、個々のがん患者等の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介、事業主向けセミナー等を実施する「がん患者等に対する就職支援事業」の全国展開